

○議長 小田 武人君

6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。おはようございます。

通告書に従って一般質問をさせていただきます。

中央病院の件ですけど、非常に長い文章で細かく書いておられますが。この中央病院が独法になったことによって、議会と独立行政法人病院とのですね、関与が非常に薄くなる。まあ、別組織でも同じ公立病院ではあっても、非常に関与が薄くなってきているということで、まあ回答される方が岡本課長ということですけど。本来ならば、この項目をですね、十数項目ありますが、五、六項目ぐらいに分けて、病院側と質疑と討論をやりたかったんですが、もう自分の気持ちや町民の気持ちをですね、羅列して全て書いておられます。でないと岡本課長も答えづらいだろうと思われました。ここに独法の弊害があらわれているのではないかと。議会事務局長と話をする際にはですね、これは議会の承認を得て招聘する、参考人として招集することはできるという手続がありますが、手続が大変でしたので、このようにさせていただきます。

新病院建てかえ実施設計後の 7 月、芦屋中央病院建設工事について、住民説明会が校区別に 3 カ所で実施されたということで、今からずっと質問していくわけですけど。この質問項目の中には、町民からの疑問や意見が大変含まれています。これ私の考え方ではありません。町民の意見が、住民説明会があったこれまでの 2 年半の間にですね、そういう町民の質問や疑問やそういうものに対して議会で質問してくださいという強い要望がありますので、真摯にですね、答えていただきたいと思えます。

1 番目、参加者は何人だったかということについては、町長も発言されましたし、広報にも出ておりました。これについては、もう人数だけで結構でございます。

2 番目、病院側の院外薬局（院外処方）に対する説明内容について。①院外薬局設置に対する参加者の反応はどうであったか。②住民説明会資料は、患者側のメリット一辺倒であり、デメリット説明を記載していないのはなぜか。住民説明会の資料があります。これにはですね、そのようなことばかりでございました。3 番、院外薬局設置は、厚生労働省の方針とか経営検討委員会の答申だと言うけれども、町民的合意形成は図られていないのではないのか。この 3 点、これについてお願いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

それでは、要旨 1 のですね、部分で参加者の数ということで、山鹿公民館 36 人、東公民館

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

25 人、中央公民館 27 人の合計で 88 人の参加がありました。

要旨 2 の①ですが、違う場所へ行く二度手間、費用負担増等を懸念されて反対される方の御意見、国が推進している医薬分業の主旨を理解されている方から院外処方賛成の御意見をお聞きすることができました。

②ですね、説明会資料の中には、記載しておりませんでした、口頭でデメリットについての説明をさせていただきました。

③、院外処方については、患者さんが違う場所へ行く二度手間、費用負担、薬の管理方法、病院における薬剤師の院内・院外での役割、人材確保等、いろいろな角度で検討を行ってきました。これらのことを総合的に検討した上で判断した結果、院外処方に移行することになりました。町民的合意形成とのことですが、病院の建てかえを進めるに当たって、これまでも節目節目に、住民説明会や広報掲載を行ってきました。その中で、院外処方移行への説明もしており、「そのような理由なら仕方がない」と御理解をいただいた方もいらっしゃいました。全ての住民の方に、御理解をいただくことは難しいかもしれませんが、院外処方により不便となるデメリットを含めて、将来に向けた病院経営や職員体制、医療ニーズを総合的に検討した中での方針決定ですので、住民の皆様御理解を切に願うものであります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

院外薬局がいいというようなことを山鹿公民館でおっしゃった方がおられました。安くなったとですね。その際にですね、私は執行部のほうから「そういうことはありませんよ。やはり、院外薬局になれば、薬品等は高くなって、2割、3割、ないしは4割高くなることであって、安くなるということはありません。」というようにね。本来ならば、答えてほしかったんですね。他の方が答えられました。他の方が、参加者が答えられましたね。「いずれにしろ、高くなるんですよ。」と私も言いました。そうすると、高くはなりますと。このように、あなたたちの都合のいいようなことばかりですね、挙げておられましたけれども、やはり院外薬局というのは3割、4割高くなるということを堂々とおっしゃっていいんですよ。それを隠そうとされていることに、非常に問題を感じます。余りその点についてですね、説明をすると岡本さんが答えづらいと思いますので。

それから、今ですね、皆さん方に資料を配付しておりますね。A3のこれを配付しておりますけれども、これは左のほう一般質問資料1ページは広報あしやを添付したものです。薬局について、下のほう、「薬局について」院内処方から院外処方へというので、一番下のほう、「診察

終了後の会計待ち時間が短縮されます」。まあ、いろいろ「国が進める医薬分業、かかりつけ薬局に対応します」「かかりつけの薬局をつくると、薬の内容を管理してもらえ、重複投薬のチェック」、「ジェネリック」とか、いろいろね、ほんとにですね、メリット一辺倒です。デメリットは全くありませんね。こういう形で、進められていく。

この医薬分業についても、今、厚生労働省は発表していますね。医療機関が薬漬けにするから、医薬分業、医療機関と薬局を分離するんだと、そのことによって薬代を抑えていくというような方針でうまく誘導されてきたけれど、結果的には昨年ですか、厚生労働省が発表したところ、結局は医療機関の 30% 値上げの分、それから薬局からの値上げ分の三十、四十%を照らし合わせると、結局は何ら国の薬予算は減少しなかったと。つまり、医療機関は薬漬けのために、薬を乱発するようなことはなかったというようなことが出てるわけですよ。だから、私たちは全員協議会でも住民説明会でも医薬分業のためとか、かかりつけ薬局に対応しますとか美辞麗句を使いながら、私たち町民、患者さんをうまく誘導していった。非常に詭弁であったんじゃないかというふうに感じております。

それで、3、今言った、「診察終了後の会計待ち時間が短縮されます」とありますけども。①現在の病院では、診察終了後の薬の受け取り待ち時間がなぜ長いのか。時間を短縮する方法（オーダーリング・電子カルテ方式）をなぜ今日まで行わなかったのか。②院外薬局、今から進めようとする、院外薬局はオーダーリング・電子カルテ方式になるのか。それとも、従来どおり処方箋を患者に渡すのか。③院外薬局に薬をもらいに行く時間とさらに薬局での待ち時間が必要になることを考えれば、メリットとしての説明は成り立たないのではないか。

これは誰が見てもわかるじゃありませんか。診察終了後の会計待ち時間が短縮されます。これは病院側であって、患者さんはそこでお金を払って、また歩いて、百数十メートル歩いてもらいに行かないかんとですよ。

待ち時間が長いことを理由にして院外薬局を方針にしてきたが、詭弁ではなかったかと。これについてお答えください。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まず、1 点目ですが、現在の芦屋中央病院での会計のシステムは、診療に関する計算を行い、会計が終わってから、薬をお渡しするようになっています。時間帯によっては大変混み合う場合もあります。さらに、処方内容によっては、薬剤師の調剤にかかる手間も鑑査時間も違ってきます。薬剤師は、飲み合せや副作用、薬剤の量等処方内容に疑義が生じた場合は、確認をしなければなりません。患者さんが、お待ちいただいていることは十分承知していますが、安全な薬を患

者さんにお渡しするために業務を行っていますので、御理解をいただきたいと思います。

2 番目の御質問ですが、病院のオーダリング・電子カルテなどの ICT 化は、多大な費用がかかるため、芦屋中央病院規模の病院では、病院機能の運用を含め適切な対応が必要です。したがって、医事システムの更新時に慎重に導入時期の検討を行ってきましたが、現在、導入までには至っていません。今年度中に、オーダリング・電子カルテを導入する予定です。

2 点目です。オーダリング・電子カルテは、病院のシステムであり、院外薬局との関連性はありません。院外薬局へは、従来どおり患者さんが処方箋を持参することになります。

3 点目、院内処方の場合、時間帯によっては処方せんの受付が集中することがあります。このことによって、時間がかかりお待たせすることがあります。院外処方では、患者さんが、院外薬局に処方箋を持参することになりますが、院外薬局を自由に選択することもできますし、処方箋の有効期限は 4 日間ありますので、時間的余裕もあります。このことにより、院内処方による待ち時間と比べるとかなり、集中する時間帯を緩和することができ、待ち時間短縮につながるものが想定されます。

4 点目、院外処方に移行するのは、待ち時間だけではありません。前にも述べましたとおり、総合的に判断して方針を決定しました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

この資料のですね、2 ページを見ていただきたいと思います。右のほうですね。これは、インターネットより抜粋いたしました。医療法人もみの木会、わたなべ整形外科。まあ、いろいろありますけれど、わかりやすかったものですから。院内処方のメリット（患者さんにとって）、もう非常に大変いいわけですね。

じゃあ、次の院外処方のメリット（患者さんにとって）、これは、院外処方のメリットは、病院側が、例えば芦屋の病院が患者さんにとってメリットがありますよということですね。①診察後の院内での待ち時間が短縮されます。しかし、もみの木病院は「しかし、調剤薬局で、また待たされます。」と。自分の気に入った薬局に、自分の都合のよい時間に処方箋を持って行って調剤してもらえます。ただし、処方箋の有効期限は日曜日・祝祭日も含めて 4 日間しかありませんよ。大変ですよ。④かかりつけ薬局を持つことにより、自分の薬暦を管理してもらえる。かかりつけ薬局、かかりつけ薬局ということで、私たちも耳にたこができると言われてました。でも、実際は、ほとんどが門前薬局なので、これは単なる「絵に描いた餅」になっているようです。これどういうことかということ、例えば柿木病院とか須子病院とか聖和会クリニック病院でかかって

ですよ、わざわざ中央病院の薬局まで行きますか。行かないでしょ、わざわざ。これごまかしだと、これ言っているわけ。

じゃあ、そしてですね。これじっくり読んでくださいね。そして、院内処方の特長（医療機関にとって）、院内処方のほうがいと、医療機関にとって、なぜか。①患者さんの経済的負担が少なくなり、外の薬局まで行く手間が省けることが、目に見えない患者さんへのサービスになっているという、自己満足が感じられる。例えば、受付のところでですね。患者さんが今からちよっと気分が悪くなった時に、看護師さんたちがおられるじゃないですか。「どういたしました。」というようなことをサービスができますよ。②患者さんに関する薬を含めた、あらゆる情報が一元管理できるので、正確な診断・治療に役立つ。院内処方の場合ですね。

じゃあ、院外処方の特長（病院にとって）、中央病院にとって、院外処方の特長、院外薬局。①薬局の設備、機材、スペースが不要になる。もうこれは言われていますね。場所がいらないんだと。調剤の手間が省けるため、スタッフ 1 人分の人員削減が可能になる。薬の在庫管理がいらない。会計窓口での服薬説明が不要となり、待ち時間の短縮に役に立つ。毎日の会計計算、レセプト（診療報酬明細書）をつくって、送付するわけですけど、簡単になる。7 番、院外処方箋料は、院内処方箋料より高く、収入がふえる。60%高くなるんですよ。いいことづくめばかりですね。病院にとっては。病院にとって、最大の利益です。患者負担増です。

こういうことを皆さん方、知っておられました。議員の皆さんも傍聴者の皆さんも執行部の皆さんは御存知でした。知っているのは、病院ですよ。にもかかわらず、そういう院外薬局への誘導を図りながら、そして、患者さんのメリットをずらずらっと並べながらですね、結局、強行していったと。強行していこうとしているんです。非常に私は憤りを感じますね、こういうやり方。情報を隠す。昨日、横尾議員がいじめ問題については、情報を隠すと言われましたが、本当に真実、事実をですね、語ってほしいんですね。そういうことを言いながら、それでもなおかつ、院外薬局にするんだと。経営上、経営の利潤獲得のためには、倒産しないためには、こういうことなんだということをおっしゃればいいわけですよ。それがいい。

4 番目、タクシー利用者についてはどのような配慮を行うのか。もうこれカットします。

5 番、院内薬局（院内処方）と院外薬局の患者負担の説明が不十分であった。①病院が出す処方箋料代が増額（約 6 割）され、その結果、病院は患者の増額部分が利益になる。これなるんです。もう答えなくて結構です。②患者は、病院の窓口で支払う診療支払いのほか、院外薬局で調剤料、調剤技術料の増額、また新たに薬剤服用履歴管理料を支払うことになり、安いジェネリック（後発医薬品）を選んだとしても、患者が支払う医療費合計は約 3 割から 4 割高くなることをなぜ、説明しなかったのですか。

次のページ見てください。次のこの A 3 のものを見てください。赤で 3 ページ、1 日 2 回痛風

のお薬を 30 日分処方した場合。左側が院外処方を採用している医療機関を受診した場合。右側が院内処方を採用している医療機関を受診した場合。これ、医療機関は再診料が 740 円は院外であっても院内であっても同じ。外来管理加算も 520 円同じ。処方箋料が 420 円が 680 円で 260 円高くなります。これ、60%高くなります。そして、次は薬剤情報提供料 130 円。これは、院外ではありません。ところが、調剤料は 90 円なんですね、院内薬局は。ところが、これが 810 円になります。720 円増。それから、調剤技術基本料 80 円が 450 円。370 円増。そして、薬剤料 1,800 円はそのままですね。そして、薬剤服用歴管理指導料 410 円が追加されます。それで、結局合計はですね、医療費合計は、院内は 3,780 円でいいのですが、院外は 5,410 円になります。これを計算しますと 43%増です。そして、後は 1 割の方、3 割の方となっていくわけですね。

右側もそうです。右側の 4 ページのところは、花粉症で医療費合計が 5,730 円、院内は。ところが、院外は 8,000 円になります。こういうことになりますよ。これはですね、我々患者さんがお金を払う 3 割、4 割ふえるだけではなくてですね、残りの 7 割とか 8 割、9 割の医療費は、これは医療機関や薬局が福岡県国民健康保険団体連合会にレセプトを送付しますので、そしてそのレセプトに従って、芦屋町の国民健康保険課のほうに回って来ます。となると、増額されてしまいます。三、四十%増額される。国民健康保険の特別会計は負担増になる。そして、一般の患者さんも 3 割、4 割負担が多くなる。結局は、誰が利益があって、誰が損するのかと。結局、患者負担が増、そして国民健康保険特別会計は損がふえる。特別会計が増加する。そして、国民健康保険が増額されますから、私たち一人一人の国民健康保険料が高くなる。二重も三重も負担になっていくんですよ。ということなんですが、いかがですか。この件について、お答えできなければ、もういいです。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

まず、薬剤料の関係でですね、このあたりがジェネリック薬品関係を使えば、このあたりが落ちてくるのではないかなと思いますし、病院の経営において、外来の患者さん自体が国保の保険の方だけじゃなくてですね、ほかの共済組合、健康保険組合の方もおられるということもあります。それと、ほかの医療機関を受けられた方の分も上がってくるということになりますので、医療費自体がどういうふうになるか、それと、自治体で運営している国保会計自体がですね、どうなるかというのはなかなか難しいところだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

3 番目、病院の院外薬局はかかりつけ薬局になると考えていますか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

病院は、院外薬局を設置できませんが、民間業者が設置する院外薬局は、厚生労働省が目指す薬局のあり方からして、「かかりつけ薬局」の要件を満たす薬局でなければならないと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

病院の一般的な答弁でしょうけど、皆さん方、執行部の皆さん、議員の皆様、そうやって須子病院に行った。聖和クリニック行った。さまざまな町内の診療所がありますけど、そこに行っただすね、わざわざ芦屋町の中央病院の道路筋にある薬局に行っただすね。それがかかりつけ薬局ですけどね。ないしは、中央病院に行って、電子カルテじゃなくて、そういう処方箋を持ってですよ。そして、柿木病院の前の薬局に行きますか。だから、ここに書いてあるように「絵に描いた餅」やということなんです。やっぱりです、しかも、芦屋中央病院はやっぱり総合病院ですからね。やっぱり、中央病院でかかった人が、中央病院に行くでしょう。須子病院にかかったら、須子病院の前に行くでしょう。このかかりつけ薬局というのは、単なる「絵に描いた餅」ということなんです。そういうことをね、やはり医師会、それから製薬会社、それから薬剤師、全国健康保険団体の方々の方々の権力争いとか、そういう利益追求のためにいろいろと駆け引きがあったと思うんですけども、このように医薬分業とかです、かかりつけ薬局とか、こう言いながら、結局、経営、自分のための経営上のことでしかなかったというようなことも、いろいろと書かれております。

6 番目ですけど、超高齢者社会化する中、高齢者や病身の人が照りつける日差しや風雨の中を、院外薬局まで薬を求めて移動しなければならないことを病院側は熟知していながら、なぜ院外薬局にするのか。

7 番目、町民は院外薬局設置を取りやめ、院内薬局に変更すべきとの願いが大きい、院内薬局に変更する気はないのか。

この 1 枚目の地図を見てください。資料を見てください。これ、病院のイメージ図です。病

院が真正面にありまして、そこにテラスみたいなのがありまして、それから徒歩で歩けるテラスがありますね。左側のほうに向かってエレベーターがあって、薬局予定地です。これは、町が公式には 100 メートルありますと、こういうことですね。私は 100 メートル以上あると思います。エレベーターの分がありませんね。これ、20 メートルぐらいありますから。歩道を渡って 100 メートル以上だと、私は私のニュースレターに書いております。

さて、私はですね、今、腰を痛めて、再発しておりますので、また入院することになって手術をする。私的なことで申しわけありません。私は今この病院に行って、薬局まで私は行けません。車椅子で行かなければ。こういう時に処方箋を持ってですよ、なんで杖をついてですよ、行かないかんのですか。電子カルテやったら、さっとその薬局まで行っているんですよ。院内薬局であれば。そういう中であって、そういう病身の人のね、立場に立った患者寄りのですね、これに書いてあるじゃありませんか。独法芦屋中央病院が出した業務実績に関する評価結果を見れば、患者中心の医療の提供を行うと書いてありました。院外薬局は営利的な点を重視するあまり、あまりにも理念からかけ離れており、患者の視点が全く欠けている。それしか言いようがないんです。これは、病院ができて、薬局ができて、恐らく町民の中から相当なる批判が出ると思いますよ。ぜひ、これやめてほしい。今からでも設計を変えて、院内薬局にしてほしい。全員協議会の中でも、あくまでもね、あくまでも九州厚生局の中で、院外薬局をすることを前提でずっと進めて来たじゃありませんか。院外薬局にするためには、公道を挟んでとか、敷地内であってもよそのところから見えるようにとか、そういうふうな誘導的な話をしながら進めてこられましたけど、院内薬局でいいですよ。院内薬局をやっているところ、たくさんあるじゃありませんか。そういう方向性になっていく可能性がありますよ。国が言っていることが正しいとは限りません。失敗もたくさんあります。たくさんあります。それでですね、私は院内薬局をぜひね、これは町民の代弁です。町民の声です。いかがですか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

妹川議員さん質問されています院内薬局についてですが、これは外来の患者さんを対象にした考え方だろうと思います。薬局については、専門家を交えた、先ほども話がありましたが、経営形態検討委員会で議論されております。その内容は、院外薬局化による外来患者のデメリットとして、診療後に薬を取りに行かなければならないこと。それから、場合によっては医療費の負担増になることが挙げられております。これは、議員の指摘されていることと同じことでございます。一方、院外薬局では詳細な薬の説明など、サービスの向上がメリットとしてあげられております。外来の患者さんに限って言えばそのようなことになろうかと思えます。

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

しかしながら、病院は外来の患者さんだけではございません。もう一つの機能としては、入院患者に対するケアがあります。そこで、この委員会は新病院では入院患者への薬剤師による薬の管理や指導、そして、チーム医療、つまり、医師、看護師、薬剤師などによる入院患者のための医療の強化推進、これらを充実することのメリットを重視されております。その上で、外来の患者さん、入院の患者さんの中で総合的に検討した結果でございます。

また、この院外化によりまして、新たに新病院で行うがん患者への科学療法も薬剤師が積極的にかかわることができます。外来の患者さんには御不便をおかけすることがあるかもしれませんが、院外でも薬の調剤はできます。このように外来の皆さん、入院患者の皆さん、双方のケアを総合的に判断した結果でございます。このことを議会の議員さんの皆さんに御説明し、住民の皆さんに対しましては、住民説明会や広報など、あらゆる機会を通じて御説明をしてきたものでございます。つきましては、議員におかれましても御理解を賜りたく思うものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

新しい病院になればですね、薬剤師の皆さんもですね、給与も少し高くなるかもわからない。そういうことで、すばらしい薬剤師さんも来られることも精力的に働きかければですね、そういう薬剤師さんも来られたかもわかりませんね。櫻井院長は、山鹿の公民館で「そういう薬剤師がおられるなら、紹介してください。」とそういうようなことを言われましたけど、積極的に薬剤師さんを採用すればいいんじゃないかなと思います。

それから、今後のスケジュールについて問うということで、①、②がありますが、時間の関係で②院外薬局設置の業者の公募はいつか。どうぞ。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

院外薬局は、病院が開院した際に、なければなりませんので、開院に間に合うようにと考えています。具体的なスケジュールは、まだ決まっていませんが、今年度中には実施したいと考えています。時期については、12月頃にプロポーザル方式でする予定でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

プロポーザル方式、結構でしょうけど。今、公募を行われる際にですね、もう水面下ですね、名前が。もちろん芦屋町がこうやって薬局を募集するというのであれば、あらゆる薬局がですね、いつするんだろうと、そういう情報を得ようとしてると思いますが。—————

それから、2 番目いきます。芦屋港のレジャー港化に向けて。これは、次の A 3 のプリントを用意しておりますので御覧ください。一般質問資料の⑤、5 ページ「2 つの整備提案」ということで、左のほうが暫定案、右のほうが将来案とこういうふうになっています。これは、どこが出したものかと言いますと、県主催の芦屋港活性化検討委員会が 3 回、今年最後の 3 月 29 日に発表し、インターネットでも出ているものですが、この暫定案と将来案を見ながらですね、ちょっと説明をしているわけですけど、なぜこういうことになったかと言いますと、一般質問の中を読んでみます。

町は、平成 21 年 1 月 16 日付で、「芦屋町からの福岡県要望について」の中に芦屋港の用途見直しとして、芦屋港のレジャー港化事業を求めて県に要望書を提出しています。要望内容は、現在の芦屋港の利用は物流基地としての機能に乏しい状態が継続しているため、芦屋港の用途や機能をレジャー性を備えた港にするというものです。まあ、そういうのを受けてですね、一方、芦屋町議会は、本年 1 月に芦屋港特別委員会を設置して、8 月初旬にレジャー港のある地域を視察してきました。具体的に言えば、A 班、B 班、関東組、関西組、広島、大阪、鳥取港。また、神奈川の葉山港、それから、千葉の館山港。こういうことを視察してまいりまして、8 月末にですね、特別委員会の会合で視察したそれぞれの議員の感想や意見を出したところですが、この県が打ち出している芦屋港のレジャー港の青写真の作成経緯について、簡単にお願ひします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、芦屋町からの要望に対する福岡県から対応から説明します。県は平成 22 年度に今後の芦屋港の活用を検討するため、芦屋港の現況調査という住民アンケート調査を実施しました。このアンケートでは、新たな機能を追加し、活性化を図ったほうがよいという回答が約 80%。現在のまま港湾機能と物流機能として運用したほうがよいとの 8.8% を大きく上回る結果でした。そこで、芦屋町としては観光レクリエーションなど地域活性化に資する港湾用途への見直しについてさらに取り組みを進めるよう、福岡県に強く要望してきたところです。

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

その中で平成 26 年度には芦屋港の物流ゾーンにプレジャーボートが係留できるかを技術的に確認するため、県による調査が行われ、現在の芦屋港でも波除堤という施設の設置によりプレジャーボートの係留が可能との結果が出されました。これらを踏まえ、福岡県は平成 27 年度に芦屋港周辺も含めた芦屋港に求められる機能及び利活用案を検討するため、国の官民連携基盤調査費を活用し、芦屋港周辺における水辺の空間を生かした地域創生のための基盤整備検討調査というものを実施しました。この調査では町内外の住民を対象にアンケート調査や周辺地域の物流観光需要等の調査のほか、芦屋港の効果的な活用方法や機能の検討、管理運営方法の検討など学識経験者や地域団体、住民、国、県、芦屋町で構成された芦屋港活性化検討委員会での意見を参考に行われました。これらの調査、検討を踏まえ、芦屋港周辺における将来案のパス図が作成されたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

事業の主体者や維持管理は誰が行うのか。何年後の計画か。町は芦屋港をどのようなレジャー港にしたいのか。この 4 点いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、事業の主体者、維持管理は誰が行うかということですが、今回のパス図は現段階で可能性のあるものをできるだけ将来案に示しているもので、今後そのとおりに整備されるわけではございません。芦屋港のレジャー港化に向けては、今後、整備手法や管理運営方法など検討しなければならない事項が多くあることも認識しております。国や県への要望、調整の中で、主体者等について検討していくこととなりますので、現段階では決まっておりません。

引き続きまして、何年後の計画かということですが、芦屋港のレジャー港化につきましては、できるだけ早く実現したいと考えておりますが、産業港である芦屋港をレジャー港に変更するためには、福岡県による港湾計画の改訂など手続も必要になります。そのため、現時点では何年後にどうなるといった年次的なものをお示しできません。

次、4 点目です。町は芦屋港をどのようなレジャー港にしたいのかというところなんです、構想的には芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げています観光レジャーの要素を持つレジャー港としての整備を推進し、北部九州地域における広域レジャーの拠点となるような整備を考えております。機能的にはマリナーや海釣り公園、直売所、飲食、イベント等が可能な施設整

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

備のほか、芦屋港周辺での海水浴場やレジャープール、海浜公園、国民宿舎、砂像展、ビーチサッカー大会などと連携した、にぎわいの空間の創出といった機能への転換も想定しています。いずれにしましても一度に全てができるわけではありませんので、国、県への要望、調整の中でできるものから事業化を推進したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

芦屋港は昭和 53 年でしたか六十数年にですね、完成してですね、さまざまな取り組みの中で次々と人工の造成とか離岸堤とか防砂堤とかつくっていく中で、ますます拡大化しているわけですね。いずれにしる物流機能としては、十分に果たされていないということで、私たち議員も議員集団としても 6 カ所見て回りました。やっぱり、西川等に不法係留しているものをここにまとめるということは一つの案だと思いますが、鳥取にしる広島にしる大阪にしるですね、規模が大きいですね。港湾の規模が。そして、漁業区域と港湾区域が離れていますし、そして、プレジャー船もですね、小型のスポーツタイプのプレジャー船、モーターボートの、それから、クルーザー的な船、そして、1 億、2 億もするようなクルーズ船ですね。そういうのが所狭しと係留していましたが、そういう不法係留のものについては、非常に収容率が悪いと。漁民とクルーザー、プレジャーボートの人のトラブルもそうないと、広いからですね。そして、背後地に高所得者の方がたくさんおられる。

芦屋町にとって、本当にこの不法係留をとめる場所として、本当にいいのかどうか。国土交通省はぜひそういうことを願っておるようですけど。じゃあ先ほど言われました、飲食店とかですね、お土産店とかですね、朝市とかですね、そういうところも見て来ましたが、本当にお客さんが来てくれるのか、非常に私はそういうような意見を言いました。あまりにも規模が違うし、環境も違うと、歴史的な背景も違うと。だから、慎重にやっていかなければですね、これは失敗をするかもわからないなというような印象を受けました。

今後はですね、町と議会と町民の間でですね、どうあるべきかということを考えていかなければならないと思います。ただ、一つですね、この暫定案を見ますとですね、暫定案の地図を見ますと、物流ゾーンというのがありますね、ところが将来案には物流ゾーンというのがありません。いわゆる、この物流ゾーンというのは砂置き場ですね。海から海砂を陸揚げしたり、それから別なところから陸上から搬入したりですね。こういうものが非常に飛砂となって飛んで来ている一つの要因です。浜から飛んで来るのももちろんありますけれど、そういうところもあるわけですから、やはりこの物流ゾーンというところをですね、将来案としてそういうのがあるならば、や

平成 28 年第 3 回定例会（妹川征男議員一般質問）

はり営業を停止してもらおうような飛砂防止対策という形で、こういう砂業者の営業を停止してもらおうような働きかけを早急にやってほしいという、やはり、幸町や西浜周辺のお願いだと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

5 点目のレジャー港化と飛砂防止対策という関連でお答えさせていただきます。

芦屋海岸の飛砂防止対策は 26 年度から里浜づくり事業により、松の植樹、制砂垣の設置、飛砂対策を進めており、一定の効果はあらわれていると認識しております。しかしながら、松の生育には時間を要するため、芦屋港湾内に飛砂が堆積している状況であります。芦屋町としては今後も里浜づくり事業の状況を踏まえながら、砂浜と港湾施設の間に防砂フェンスの設置や堆積した砂の除去等を含め、引き続き県に対し早期の飛砂対策を強く要望していきたいと考えておりまして、今議員さんが言われた事業所さんによる砂の関係でございますけど、以前からその砂については湿気ている砂と言いますか、要するに飛ぶような砂ではないということでの委員会だとか、勉強会での報告があったかと思しますので、私もそのような認識しかしておりませんので、今答弁できる内容は、あくまで芦屋海岸からの飛砂対策ということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

じゃあ、次の質問にいかせてもらいます。

3 番目、特別養護老人ホームについて、（1）平成 25 年度の特別養護老人ホーム申請事業者の選定委員会が平成 24 年 11 月 22 日に開催されています。その選定委員会において、さきの 6 月議会でですね、「事業者が提出した役員名簿は公開したのか、公開しなかったのか。」という私質問いたしましたけど、吉永課長は「事業者が提出した役員名簿は公開した。」と。その真偽について問います。公開したということで、間違いはないですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

前回の議会答弁のとおり、選定委員会において役員名簿を含めて事業者から提出を受けた書類は提供しています。なお、それらの書類一式は会議後回収しています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

私は早速、若松歯科のほうに問い合わせをいたしまして、お手紙をいただいております。「平成 25 年度の 2 回目の特養選定審査会における当方のプレゼンテーションの最中、某選定委員より」名前はわかっておられるんですけど、某です。「某選定委員より、『お宅は理事や評議員等も決めていないのか。』というようなおかしいな質問がありました。その質問に対し、『当方は県の指導書に基づいて、理事 6 名と評議員には地区 4 区の区長 4 名、地区 4 区の民生委員 3 名、家族会代表、施設に出入り予定の業者数名、施設の職員等で構成し、名簿は正本、副本の計 10 部を提出しています。』と答えた。すると、同室内にいた吉永福祉課長が『役員名簿は個人情報に関するものだから抜いています。』と発言されました。当方としては、役員や評議員の内容も当然審査すべきと考えていましたので、おかしいなと思いました。審査会に抜いた書類を出すくらいなら、なぜ 10 部も提出させたのかと福祉課が提出書類の中から他にも何か抜いたのかとか、いまだに疑惑が残っています。」審査会には、若松歯科の先生と奥様と息子さん 3 名が出席して、確認の上、このような文章を書かせてもらいました。

これはですね、やはりただ、やりとりの中でですね、公表しました、いや、公表していないんじゃないんですよ。こういうね、事実があるわけ。選定委員会から質問されたから答えて、あなたがね、そういつて答えたわけですよ。「抜いております」と。いかがですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま、妹川議員が言われたことについては、申しわけございませんけど、本当に覚えていないんです。10 部出していただいたというのは、公募の募集要項の中で正本、副本出してください。そして、それを選定委員さんに見ていただいて、そしてそれを先ほど申しましたとおり回収して、情報の管理というのを行った次第でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

テープレコーダーでそういうのを、審査会でですね、経過とか議事録を書かなくちゃならないから、そういう録音機をですね、でもって見られればよくわかるんだろうなあと本人も言われてましたけど。恐らくもう、議事録に書いてあるから、録音機はもう削除したということになるだ

ろうと思います。

2 番目に行きますが、もう時間がありません。申しわけありません。

平成 25 年 6 月、町は NPO 法人ニューオンブズマンによって文書非開示事件として提訴され、町は地裁で敗訴。町は直ちに高裁に控訴したが、それも敗訴。その際に平成 26 年 5 月 16 日に提出した町の証拠説明書の中で、吉永福祉課長の名のもとに某議員が、私のことですが、某議員が農業者に建設に反対してくれなど妨害行為をしたという報告書を提出している。その点について問う。

3 番目、平成 25 年度の特別養護老人ホーム申請に関して、犯罪行為があったと福祉課長は説明をしていたが、関係書類を警察に提出したのかということなのですが。

すいません。もう時間がきております。町長が「妹川議員、こんなに多くて最後までいけますか。」ということでしたが、とうとういけそうもありません。申しわけありませんが、これについてはですね、次回に全く同じような形で質問させていただきます。私が復帰すればの話ですけど。

やっぱりですね、そのことによってですね、私、4 番目にですね、芦屋町職員倫理条例の趣旨に反する職員の懲罰は、手続はどうなっているのだろうか。趣旨に反する言動が職場内で明らかになった場合は懲罰委員会やそういうものを開かれると思いますが、（2）としては、町民の人格や名誉を傷つけられた場合、また町民の疑惑や不信を招くような行為が職員の中にあつた場合は、町民はただ泣き寝入りするだけかと。どうすればいいんでしょうか。こういうことについて、次回ですね、質問させていただきます。

私のこれで、一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。